

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大を受けた小笠原諸島の取組について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(抜粋)

新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として以下のとおり示されている。

- ① 緊急事態宣言が解除された後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。
- ② 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくとともに、事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。
- ③ 新型コロナウイルス感染症は、今後も、感染拡大のリスクが存在するため、監視体制の整備及び的確な情報提供・共有により、感染状況等を継続的に監視する。また、感染が拡大する場合に備え、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めるほか、検査機能の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組む。
- ④ 的確な感染拡大防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
- ⑤ 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる。

小笠原村が考える「新しい日常」とは

- 小笠原版「新しい日常」の過ごし方(令和2年5月29日策定)では小笠原村における「新しい日常」とは、「村民も来島者も、それぞれの場所や場面で新型コロナ対策を行うことで感染のリスクを下げ、島で暮らすこと、島で過ごすこと。」と定義されている。

小笠原での「新しい日常」に向けた取組

小笠原村の考え方にに基づき、4月、5月に引き続き、6月も来島・上京の自粛を行うほか、7月以降、「新しい日常」づくりに向けて、以下の取組を実施。

1. 情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 『小笠原版「新しい日常」の過ごし方(社会生活・経済活動の再開に向けた行動指針)』の徹底を村民及び来島者に呼びかけ。 ➤ ツアー業者、飲食店、宿泊施設及び商業施設向けに観光協会からガイドラインの提示。事業者はガイドラインに沿って対策を実施。
2. 医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 感染疑い者のため、滞在施設を借り上げて、父島・母島に確保。 ➤ 小笠原村診療所及び母島診療所で抗原検査キットを導入。 ➤ 患者の受入や搬送に関する訓練の実施。
3. 水際対策	<ul style="list-style-type: none"> ➤ おがさわら丸乗船前に乗船客全員の検温を実施するとともに、唾液によるPCR検査(任意)を試行開始。 ➤ 定期船おがさわら丸及びははしま丸の旅客定員制限。 ➤ 乗船者に対して感染リスクをお知らせするサービスの導入。

消毒講習



PCR検査



議論の論点

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が、小笠原諸島に中長期的に及ぼす影響を踏まえ、今後どのように小笠原諸島の振興を図るか。
 - 1. 新たな日常づくり
 - ・「新しい生活様式」の広がり
 - ・現状の医療体制の中での感染予防策 等
 - 2. 観光振興のあり方
 - ・「新しい生活様式」に沿った小笠原観光の模索
 - ・小笠原における観光客の受入体制 等